

議第 23 号 呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

令和 6 年 3 月末で任期を迎える上下水道事業管理者について、令和 6 年 4 月以降は市長が管理者の権限を行い、市長事務部局と上下水道局がより一層の連携を図り、市民生活や市の産業政策に密接に関わる水道事業等及び下水道事業を運営していくため、所要の規定の整備をするものです。

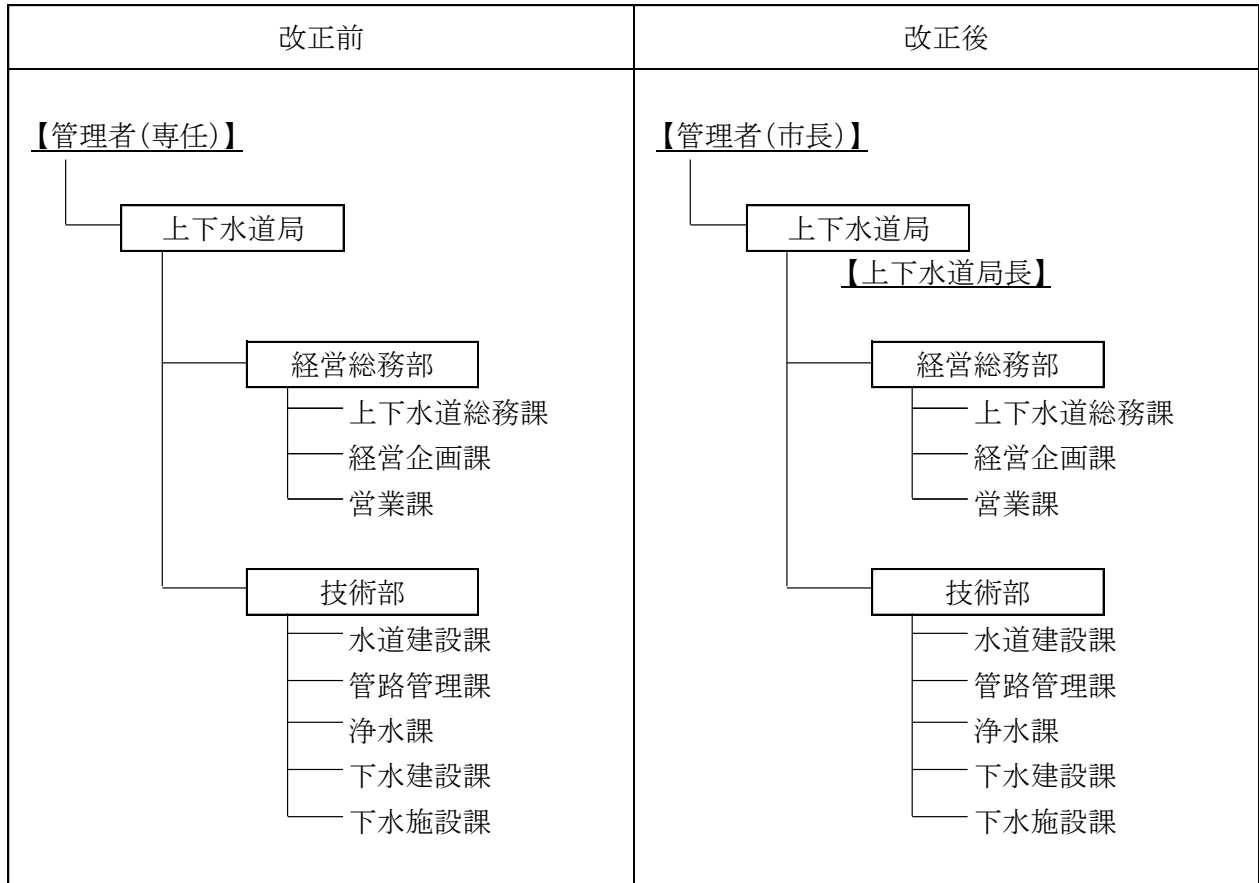
2 改正の内容

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条ただし書の規定に基づき、水道事業等及び下水道事業に専任の管理者を置かないこととするもので、同法第 8 条第 2 項の規定により、市長が管理者の権限を行うこととなるものです。

また、次の関係条例について、所要の規定の整理をします。

- (1) 呉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 29 年呉市条例第 3 号）
- (2) 呉市情報公開条例（平成 11 年呉市条例第 1 号）
- (3) 呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年呉市条例第 30 号）
- (4) 呉市行政手続条例（平成 10 年呉市条例第 1 号）
- (5) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年呉市条例第 82 号）
- (6) 呉市職員定数条例（昭和 24 年呉市条例第 70 号）
- (7) 呉市の公務員倫理に関する条例（平成 18 年呉市条例第 39 号）
- (8) 呉市特別職員給料給与条例（昭和 24 年呉市条例第 12 号）
- (9) 呉市旅費条例（昭和 26 年呉市条例第 94 号）
- (10) 呉市特別職員退職手当支給条例（昭和 33 年呉市条例第 33 号）
- (11) 呉市職員退職手当支給条例（昭和 38 年呉市条例第 15 号）
- (12) 呉市私債権の管理に関する条例（平成 25 年呉市条例第 11 号）
- (13) 呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年呉市条例第 51 号）
- (14) 呉市水道事業給水条例（昭和 35 年呉市条例第 10 号）
- (15) 呉市工業用水道事業給水条例（昭和 37 年呉市条例第 7 号）
- (16) 呉市下水道条例（昭和 37 年呉市条例第 24 号）
- (17) 呉市下水道事業の受益者に係る負担金及び分担金に関する条例（昭和 49 年呉市条例第 20 号）
- (18) 旧呉市水洗便所改造資金貸付条例（昭和 44 年呉市条例第 5 号）

3 上下水道局の組織（案）



4 施行期日

令和6年4月1日